

リンク承諾規定

第1条（目的）

本規定は、一般財団法人海域環境研究機構（以下「当財団」という）のウェブサイト（以下「当財団サイト」という）へのリンクを希望する外部者に対して、その取扱いおよび遵守事項を定め、当財団の信用維持を図ることを目的とする。

第2条（リンクの承諾）

1. 当財団サイトへのリンク設置を希望する場合、事前に所定の依頼書またはメールによる申請を行うものとする。
2. 当財団は、第3条に定める遵守事項に同意し、かつ当財団が適当と認めた場合に限り、リンクの設置を承諾する。

第3条（リンク設置の遵守事項）

リンク設置者は、以下の事項を遵守するものとする。

1. リンク先は、原則として当財団サイトのトップページ (<https://www.ocero.or.jp/>) とする。
2. 当財団サイトの内容を、フレーム内やその他の方法により、自社ページの一部として表示しないこと。
3. 当財団、第三者を誹謗中傷する内容、公序良俗に反する内容、当財団の信用を損なう内容を含むサイトからのリンクは禁止する。
4. 当財団サイトへのリンクにより発生した損害・トラブル等について、当財団は一切責任を負わない。
5. リンク設置後は、速やかに設置ページの URL を当財団に通知すること。

第4条（リンクの取消）

当財団は、リンク設置者が前条に違反した場合、またはその他当財団が不適切と判断した場合には、リンクの取消しを求めることができ、リンク設置者はこれに速やかに応じなければならない。

第5条（規定の変更）

本規定は、必要に応じて当財団が任意に改定することができる。

制定日：2025 年 7 月 3 日

一般財団法人海域環境研究機構